

令和 4年 9月30日

お客さま各位

西中国信用金庫

当座勘定規定等の一部改正について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年11月4日（金）の電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を一部改正いたします。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

一、改正する規定等

- ・当座勘定規定 ・約束手形用法
- ・為替手形用法 ・小切手用法

二、主な改正点

規定等	内 容
当座勘定規定	<ul style="list-style-type: none">・現行運用上行われている取扱いの規定化 (本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫に連絡する等。)・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加・印鑑照合・手形用紙確認をイメージファイルにより行うことを規定に追加。・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う、個人信用情報センターへの登録規定の削除
約束手形用法 為替手形用法 小切手用法	<ul style="list-style-type: none">・チェックライターにより金額印字を行う場合には、3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加。・金額を漢字で記入する際の崩し字を用いることの禁止、および使用可能文字一覧を規定に追加。・OCR読取箇所付近（金額欄、銀行名、QRコード欄等）へのメモ書き等の禁止、および訂正の記載やなつ印が重ならないよう規定を追加。

※改正内容につきましては、別紙「当座勘定規定 改正箇所新旧対照表」等をご参照ください。

三、適用開始日

令和4年11月4日（金）

以 上

当座勘定規定 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)があります。</u></p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることはできません。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人からの請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期間を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（新 設）</p> <p>(2)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>（新 設）</p> <p>(4)手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず。）</u>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず。）</u>を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p>第 28 条（個人情報センターへの登録） <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用 <u>欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>

(注) _____～改正箇所

約束手形用法 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>4</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>次頁の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u> <u>特に、なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5 <u>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。</u> 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>次頁図網掛け部分</u>)は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壺、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>} <u>(新 設)</u></p> <p>} <u>(新 設)</u></p> <p>5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>} <u>(新 設)</u></p> <p>6 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>下図斜線部分</u>)は使用しないでください。</p> <p>} <u>(新 設)</u></p>

(注) ____～改正箇所

為替手形用法 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>5</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>次頁の文字一覧のとおり改ざん</u>しにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u> <u>特に、なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壺、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>8 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図網掛け部分)は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>8 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p>(新設)</p>

(注) _____～改正箇所

小切手用法 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>4</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下記の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u> <u>特に、なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4</p> <p>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>}(<u>(新 設)</u>)</p> <p>}(<u>(新 設)</u>)</p> <p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>}(<u>(新 設)</u>)</p> <p>7 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p> <p>}(<u>(新 設)</u>)</p>

(注) _____～改正箇所

(別添)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍

	6		7			8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰

	1,000			10,000		
漢数字	千	仟	阡	万	萬	

(その他) 金、円、圓 (円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

●為替手形用紙